

## 文化審議会文化財分科会企画調査会第10回・11回における

## 文化財保護の所管に関する議論の概要

## (地方文化財保護審議会の必置を条件として移管を認めることについて)

- 地方文化財保護審議会がどれだけの権限を持つのかについて地方によってばらつきがある。条件として審議会をただ置くだけで4つの要請に対応可能か。地方文化財保護審議会の機能の強化も必要ではないか。
- 地方文化財保護審議会の委員の任命権者や任期が重要ではないか。任命権者については、首長が選任することとなる場合は、いかに4つの要請を担保していくか検討が必要になる。任期については、首長任期が4年であることなどを踏まえて、審議会委員の任期は6年にしたり、3年任期にして半数ずつ任命時期をずらしたりすると、継続性も担保されるのではないか。
- 審議会が、諮問に応じて調査審議するだけでなく「建議する」という権限も活用し、積極的に、時には地方公共団体と対立することもあり得るといふ、強い発言力を持つ制度改正になると良いのではないか。
- 文化財行政の状況について審議会に随時報告する義務はないため、建議のみではその実効性に疑問がある。地方公共団体における文化財に関する取組の現状や将来的な方向性について審議会に適切に情報が入ることが必要であり、審議会に報告する義務もしくは審議会の審査義務など実効性を担保する必要がある。

## (それぞれの文化財の視点からの留意事項や懸念など)

- 埋蔵文化財の視点から、新しい遺跡が見つかった場合に、開発のために破壊されることなく文化資源としての活用も含めて保存・活用できるよう、教育委員会と開発担当とが緊張関係の下で判断しているが、移管すると、そのようなバランスが取れなくなるのではないかと懸念がある。
- 博物館として文化財に関わる視点からは、総合的に持つ様々な社会的役割があることを踏まえ、一つの部局ではなくて、学校教育との連携を考えていくうえで教育委員会にも関与し、地域活性化というところであれば首長部局において積極的に事業展開する部分とうまく連携していく、といったことが大事ではないかと考える。
- 文化財建造物の視点から、文化財の保存と町並みの開発を同じ一つの部局で取り組むことが重要ではないか（その双方を教育委員会が担当するということがあって良いのではないか）。